

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) イオンモールむさし村山計画」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事代理
副知事 安藤 立美

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：イオンモール株式会社
代表者：代表取締役社長 吉田 昭夫
所在地：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) イオンモールむさし村山計画
種 類：自動車駐車場の変更

- 3 対象事業の所在地
東京都武蔵村山市榎一丁目 1 番地 1 他及び立川市上砂町六丁目 12 番地 17 他

第2 意 見

【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業は、約 3,650 台の駐車場を有する既存施設に、計画台数約 3,200 台の駐車場及び商業施設を増設するものであり、既存施設の来店車両等の交通量に加え、更に工事用車両や来店車両等の交通量が増加することから、工事用車両及び来店車両等の走行に伴う、大気汚染及び騒音・振動の予測に当たっては、予測条件である来店車両等及び将来交通量などの算定根拠を明らかにした上で、既存施設の影響も含め予測・評価すること。

【騒音・振動】

供用後の施設稼働に伴い発生する低周波音について、既存施設の調査結果から予測・評価をしないとしているが、計画施設の設備機器や配置等を詳細に比較した上で類似性を明らかにし、必要に応じて予測・評価すること。

【温室効果ガス】

本事業では、施設の熱源設備としてガス式直焚冷温水発生機を利用するほかに、熱効率の高い空調システムや再生可能エネルギー設備の導入について積極的に検討することとしていることから、温室効果ガスの予測・評価に当たっては、これらを具体的に記載すること。

また、既存施設と一体化する棟もあることから、既存施設も含めた熱源設備の計画や想定する運用方法等も踏まえた調査を行い、適切に予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。